

議員派遣について

平成 28 年 8 月 5 日

那覇市・南風原町環境施設組合議会会議規則第 91 条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣目的 焼却灰のリサイクル施設の視察・調査及び住宅街に建設された最新の焼却施設の視察・調査のため
- 2 派遣場所 埼玉県熊谷市（太平洋セメント熊谷工場）
東京都練馬区（練馬清掃工場）
- 3 派遣期間 平成 28 年 10 月 31 日（月）～11 月 2 日（水）
- 4 派遣議員 本組合議会議員全員